

各指定介護保険事業所
各基準該当介護保険事業所
各地域密着型サービス事業所 殿

茨城県国民健康保険団体連合会
介護保険課

平成21年4月介護報酬改定等に伴う介護給付費等の請求に関する留意事項について

本会の介護保険事業運営につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、下記1～5の内容について本会ホームページ上に掲載いたしましたので、関係する部分を適宜ダウンロードしていただき、平成21年4月サービス分以降の請求事務にご活用いただきたく、よろしくお願いたします。

また、別紙「介護報酬改定にかかる留意点」にもご留意いただきたく、よろしくお願いたします。

記

1. 留意事項について（「改正前」と「改正後」の対照表：改正部分のみとなります。）
 - (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）の一部改正
 - (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）の一部改正
 - (3) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）の一部改正
 - (4) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）の一部改正
 - (5) 特定診療費の算定に関する留意事項について（平成12年3月31日老企第58号）の一部改正の一部改正
2. 記載要領等について（「改正前」と「改正後」の対照表：改正部分のみとなります。）

介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発31号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）の一部改正
3. 介護給付費請求書・介護給付費明細書様式（平成21年4月サービス分以降版）
4. 平成21年4月介護報酬改定にかかる請求書・請求明細書の記載例について
5. サービスコードについて（平成21年4月サービス分以降版）
 - (1) 介護サービスコード表
 - (3) 介護予防サービスコード表
 - (4) 地域密着型サービスコード表（介護予防含む）

お問合せ先：茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課
TEL 029 301 1567（直通）FAX 029 301 1580（直通）
ホームページ <http://www.ibaraki-kokuhoren.or.jp/>
Eメールアドレス kaigo@ibaraki-kokuhoren.or.jp

介護報酬改定にかかる留意点

1. 県または市町村への新たな届出について

介護報酬改定に伴い、県または市町村に新たな届出が必要となる場合があります。
必要な届出がされていない場合、加算等の算定ができない場合がありますので、ご注意ください。

指定介護保険事業所 県（長寿福祉課介護保険室）
基準該当介護保険事業所 指定を受けている市町村の担当課
地域密着型サービス事業所 指定を受けている市町村の担当課

2. 請求書及び請求明細書の変更にかかる請求事務について

(1) 電子請求（伝送またはフロッピーディスクによる請求）を行っている事業所

介護報酬改定に伴い、仕様が変更になっている部分がありますので、現在、請求データの作成（伝送）に使用しているシステム（ソフト）によっては、「バージョンアップ」や「買い替え」等が必要になる場合があります。各ソフト会社へご確認のうえ、必要に応じてバージョンアップ等を行ってください。

(2) 紙帳票による請求を行っている事業所

介護報酬改定に伴い、請求書及び請求明細書の様式が変更となっているものがありますので、確認の上、該当の様式については、必ず「新様式」で作成（提出）してください。

また、介護給付費等の請求方法については、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」（平成12年3月7日厚生省令第20号）により電子請求が原則となっております。

紙帳票による請求は、現在、経過措置として認められておりますが、介護給付費等の審査支払業務の更なる円滑化にご協力いただきたく、電子請求への移行についてご検討くださるようお願いいたします。

3. サービスコードについて

介護報酬改定に伴い、サービスによって単位数の増減や加算の新設、廃止等があり、それに伴いサービスコードが変更（追加・削除）になるものがあります。

特に、同一サービス（同一サービスコード）で単位数が改定前と改定後で異なるものについては、注意してください。（下記事例参照）

<事例>

「改定後の単位数」が「改定前の単位数」より大きい場合

（例：改定前 200 単位 改定後 250 単位の場合）

本来、250 単位で請求しますが、200 単位で請求した場合は、システム審査上ではエラー（返戻）にならず、過少請求で支払決定となってしまいますので、ご注意ください。

「改定後の単位数」が「改定前の単位数」より小さい場合

（例：改定前 500 単位 改定後 450 単位の場合）

本来、450 単位で請求しますが、500 単位で請求した場合は、システム審査上では「数値の誤り」によりエラー（返戻）となりますので、ご注意ください。

4. その他

(1) 平成21年4月介護報酬改定に関する資料等については、すでに他のホームページ上でも公開されておりますので、適宜ご確認ください。

<関連ホームページ>（ホームページ検索の画面でキーワードを入力して検索できます）

茨城県庁（長寿福祉課介護保険室）ホームページ

WAM NET（ワムネット）ホームページ

（ワムネットは「独立行政法人福祉医療機構」が運営している、福祉・保健・医療の総合情報サイトです）

(2) 本会へのお問合せについては、電話が繋がりにくい場合がございますので、FAXやメールもご利用くださるようお願いいたします。